

# 人・農地プラン

市町村名	対象地区名	作成年月日	直近の更新年月日
三朝町	若宮集落	令和4年1月1日	

## 1. 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	3.34ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	3.34ha
③地区内における75歳以上の農業者の耕作面積の合計	0ha
i うち、後継者未定の農業者の耕作面積の合計	ha
ii うち、後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積	1.0ha

## 2. 対象地区の課題

- ・現在、水田を所有する集落内の農業者10世帯はおおむね75歳以下の農業従事者であり、当面は問題ないが、多くの世帯で、水田を引き継ぐ次世代の者がいないか、または次世代の者がいたとしても農業を引き継ぐ意思がなく、10～15年後にどれくらい残っているかは予測できない。
- ・個人で農機具を所有することは金銭的に大きな負担であり、田植えや稲刈りはどこかに依頼することとなる。依頼するにしても多額の金銭的負担がのしかかり、どちらにしても10～30万円程度の赤字となる。このような状況では、次世代の者に引き継いでもらいたくても引き継いでもらうことが難しい。

## 3. 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

- ・集落営農組織や機械の共同利用は考えていない。農業従事者が少数であるため、集落で組織運営を維持することは困難であるし、共同利用の機械の管理をすることも困難である。

## 4. 3の方針を実現するために必要な取り組みや、地区内農業を守るための取り組み

- ・集落営農組織などは構成しないが、中山間地関係の交付金を有効に活用するなどして、できる範囲で農作業を協力し合う。
- ・若宮の水田は比較的交通の便のよい立地にあるので、仮に集落内の農業従事世帯が耕作できなくなったとしても、他の集落の者や組織により耕作が維持される可能性が高い。その時は、その者と協力して水田を維持していく。

## 5. 中心経営体

属性	農業者	現状		今後の農地の引受の意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	営農地
		水稲	0.7ha	水稲	1.0ha	若宮